

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）

改正案	現行
<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>三 九 (略)</p> <p>九の二 振替業</p> <p>十 十六 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>	<p>(信用金庫の事業) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>三 九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十 十六 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>

めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条

ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券

ハ 第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において「旧特定短期社債」という。）を含む。）

ニ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の

二第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券

一の二（略）

二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社

めるところによる。

（新設）

一の二（略）

二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社

債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

三（略）

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

四・五（略）

6～17（略）

（信用金庫連合会の事業）

第五十四条（略）

2・3（略）

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～九（略）

九の二 振替業

十～十六（略）

5～12（略）

13 前条第四項、第五項及び第十四項から第十七項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第十四項中

債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三（略）

（新設）

四・五（略）

6～17（略）

（信用金庫連合会の事業）

第五十四条（略）

2・3（略）

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～九（略）

（新設）

十～十六（略）

5～12（略）

13 前条第四項、第五項及び第十四項から第十七項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第四項」と、同条第十四項中「第三項

「第三項第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十七項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

(全国連合会の債券の発行)

第五十四条の二 全国を地区とする信用金庫連合会(以下この章において「全国連合会」という。)は、出資の総額及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)(の額の合計額の十倍に相当する金額を限度として、債券(第五十四条の三の二に規定する短期債券を除く。以下この条及び次条において同じ。)を発行することができる。

2・3 (略)

(全国連合会の短期債券の発行)

第五十四条の三の二 全国連合会は、次に掲げる要件のすべてに該当する債券(次項及び第三項において「短期債券」という。)を発行することができる。

一 契約により債券の総額が引き受けられるものであること。

二 各債券の券面金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、債券の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十七項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

(全国連合会の債券の発行)

第五十四条の二 全国を地区とする信用金庫連合会(以下この章において「全国連合会」という。)は、出資の総額及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)(の額の合計額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

2・3 (略)

(新設)

<p>四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。</p> <p>2 短期債券については、全国連合会の発行する債券の原簿を作成することを要しない。</p> <p>3 短期債券については、次条の規定は、適用しない。</p> <p>(信用金庫連合会の子会社の範囲等)</p> <p>第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)</p> <p>四〇九 (略)</p> <p>2〇6 (略)</p>	<p>(信用金庫連合会の子会社の範囲等)</p> <p>第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項(定義)に規定する保険会社(以下「保険会社」という。)</p> <p>四〇九 (略)</p> <p>2〇6 (略)</p>
---	--